

予算決算委員会民生福祉分科会会議記録

1. 日 時	令和3年9月8日
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	向井千尋座長、上田英樹副座長、前田えり子委員、河南克典委員、小島政行委員、森本富夫議長

4. 会議に付した事件	<p>議案第54号 令和3年度丹波篠山市一般会計補正予算（第11号）</p> <p>議案第55号 令和3年度丹波篠山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>議案第56号 令和3年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第57号 令和3年度丹波篠山市介護保険特別会計補正予算（第1号）</p>
-------------	---

5. 議事の経過	<p>9：30 向井座長あいさつ後、開議宣告</p> <p>日程第1 議案第54号 令和3年度丹波篠山市一般会計補正予算（第11号）</p> <p>■消防本部 管理課より補正予算書に基づき説明</p> <p style="text-align: center;">＜主な質疑応答等＞</p> <p>小島委員 : 常備消防費について、補充隊員というお話がありましたけど、募集すればすぐに応募があり採用されるのでしょうか。新規採用される方とはちょっと条件が違うのかなと思いますが、その辺りお願いします。</p> <p>消防本部 : 採用の違いは厳密にはございません。 当初予定では、私を含め署長と副署長の3名は令和4年度末には退職となりますので、その分を前倒しして令和4年4月に新規採用職員を3名採用して消防学校に行かせて、令和5年度には消防学校から帰ってき3名が、我々3名が抜けたところに入るという計画でした。しかし、急遽2名が令和3年3月31日で退職しましたので、追加で2名の採用をお願いしたものです。採用条件は全く一緒ですけど、人員としては、今年度も来年度も消防学校へ行く都合上、警備人員が2名減となり、最終的に令和5年度に元どおりの人員になる予定です。</p> <p>小島委員 : ということは、例えば普通の企業みたいに途中採用とか、そういう経験者の採用は、本来ないという考えでよろしいですか。</p>
----------	---

- 消防本部 : 小島委員のおっしゃるとおりです。ただ、入ってくる者が元消防職員であるとかいうことであれば、その辺は考慮できるのではないかと思います。
- 前田委員 : 救急出動などでのコロナ対応は本当大変だと思います。防護服とか、マスクなどは十分に補充される体制になっていると思いますが、どういう状況ですか。
- 消防本部 : 現在のところ、防護服、マスク、消毒薬も含めまして供給体制は整っております。ただ今後の感染状況あるいは供給状況によっては、不足する可能性もないことはないですが、現在のところ十分、足りている状況です。
- 河南委員 : 今、2人が辞められたということでしたが、その人に貸与していた服やヘルメットとか一式、これはどういうふうに処分されていますか。
- 消防本部 : 退職者に関しては、貸与したものは全て返却させております。再利用できるものは再利用しております。職員の中には活動中に破れたりとか使用頻度が高い衣服はすり切れたりしますので、そういった職員を対象に再利用できるものは対応しております。

■保健福祉部（健康担当） 健康課より補正予算書に基づき説明

<主な質疑応答等>

- 小島委員 : 予防費について、コールセンターなんですけども、いつまで開設の予定というか、逆にいつまでの予算が出てるといいう格好になるんでしょうか。
- 保健福祉部 : コールセンターは、このワクチン接種事業が令和4年2月まで計画をしておりますので、令和4年3月まではコールセンターも設置をする予定でございます。
- 小島委員 : 保健衛生総務費について、特定不妊治療と一般不妊治療の概要と市内の産婦人科で両方対応ができるかどうか説明をお願いします。
- 保健福祉部 : 特定不妊治療費助成事業のほうから概要を少しお話しさせていただきます。こちらは国が特定不妊治療を行う方に対して実施している事業です。市はその事業の上乗せ助成を行っております。こちらは兵庫県下で5~6か所の指定医療機関がございますので、その指定医療機関で治療されたものを申請していただいている状況でございます。それから、先ほど申し上げました令和3年1月1日以降、国の助成制度が拡充されまして、令和4年4月からこちらが保険適用されるということ

が国で検討されております。その分の令和3年度までの間、現行の助成措置を大幅に国が拡充しました。それによりまして、これまで所得制限があったものが撤廃されたり、助成額も1回30万になりましたり、それから助成回数が、今までは年齢によって6回までとかになっていたんですけども、特定不妊治療を受けて出産された、または死産も入りますが、されたら市からの助成がリセットされるという大幅な拡充がございました。保険適用されるまでの間、この制度を使って多くの方が申請されると見込みました。

一般不妊治療費の助成に関しましては、令和2年度から市単独での事業を行っているものです。昨年度は、市内のタマル産婦人科からの申請者が多く、少し市のほうも周知が足りなかった部分があるんですけども、少しずつ利用される方も増えまして、今では市外とか県外の病院、大阪とかの病院でも治療された方が申請をされているというような状況にあります。

治療の違いとしては、特定不妊治療費は顕微授精と体外受精が対象で、高度な治療が必要なものになります。それから一般不妊治療はそこに至るまでのタイミング療法でありましたり、人工授精でありましたり、そういった治療になりまして、かかる金額も大きく差があります。特定不妊治療費でしたら、平均でも40~50万円ほどかかっておられますが、一般不妊治療の人工受精ですと10万円ぐらいとタマル産婦人科の先生から聞いております。

小島委員 : 今後、保険適用になるということですが、それは3割負担ということになるのか、全額助成なるのでしょうか。また、現状で今年度はどれぐらい出産または、その予定の方がいらっしゃるのでしょうか。

保健福祉部 : 特定不妊治療の令和4年度からの保険適用につきましては、まだ詳しいことが国から出ておりませんので、今日申し上げることが出来ません。それから対象者数の見込みにつきましては、令和2年度の特定不妊治療の方が、年間で29名、延べ33名の方に助成させていただきました。月にしたら1~2人のところだったんですけども、今年度の4月から7月までで、23名になっております。大幅に月の平均が5~6人と増えてきておりますので、年間で50~60名になるのではないかと予測をしております。

上田副座長 : その予算の関連で聞くんですけど、これは県内の5~6か所の指定医療機関のほうにお任せして、市はこの助成金の上乗せ分だけを払うのか。また一般不妊治療についてはタマル産婦人科が多いということですがそこにお任せするのか、それとも、事前に治療を受けられる方へ健康課として、いろいろ相談に乗っていただいたり、またアドバイスを

されているのか、その辺を教えてください。

保健福祉部 : 特定不妊治療費は事業の実施主体が国、県になりますので、希望者はそちらのほうに申請をされます。市としましては、どういう事業概要かという相談はあったときには説明をさせていただいています。申請は県のほうに提出いただきますし、医師がその治療を証明するものを書かれます。その事業内容についての精査も県が行い助成額が決まり交付決定されます。県で交付決定されたものを市のほうに3か月以内に持ってきていただいて、市で上乗せ助成をするということになっております。

一般不妊治療につきましては市単独の助成事業になりまして、こちらも医師に治療内容を書いていただくことになっております。今のところ保険適用内外のものになるんですが、治療内容は全て医師の判断によりますので、そちらを出してきていただきまして、その分で上限5万円までの助成をさせていただいております。

森本議長 : 予防費について、補正予算に上がっております職員の時間外勤務手当というのは1人も休みなしで夜遅くまで頑張っていたということですので、これは本当にしっかりと私たちも対応していきたいと思っております。

冒頭、部長から接種率の話をいただきました。ちょっと補正予算と離れるかもしれませんが、ワクチンが来ない中ではございますが、接種率を80%~90%に上げるということがこれから非常に大切ではないかと思っています。担当部署としてどのような方策をもって接種率を上げるのか、また予算がいるなら次の会議で予算を希望していただいてパーセンテージを上げるということが必要だと思うんですけど、何かお考えをお持ちでしたらお伺いをしたいと思います。

保健福祉部 : 接種率を上げる方策については今後検討していかなくてはいけないなと思っております。接種率を80%に上げるためにはまずワクチンが足りないような状況になっております。接種率70%となるためには4,500人分が不足していますので、80%になりますと、さらにワクチンが足りません。国、県にワクチンをしっかりと供給していただけるような取組をして要望していかなくてはいけないと思っております。

それから現在のシステム上、未接種者の把握が出来ていない状況です。これは医療従事者への接種について、県のほうで全く違う取組をされましたので、その方たちのデータが健康課のシステムに入っていないからです。まず、そのデータを入力をさせていただきます。データ入力後に未接種者の把握ができますので、把握をした後に未接種者の方への勧奨通知ということが出来ます。今回の補正予算でも周知の

チラシ等も補正予算に上げさせていただいたんですけれども、そういったものを利用して周知をさせていただきたいと思います。

それから、子どもさんについては現在、10代で46%ほどの予約率となっています。20代のほうが予約率が低く、その理由は大学とか、いろいろと行かれてるところでの接種を希望されて、まだ接種をされてないということも見込めますので、少しわかりませんが、子どもたちへの勧奨をどうしていこうかということも考えています。ただ子どもたちについては副反応が多く出ることが小児科学会でも言われていますので、その辺り親の希望とか本人の希望ということもありますので、ちょっとデリケートな部分ありますけれども、そういった若者世代の接種率の向上について考えていきたいと思っております。

森本議長 : 在宅治療者について、市長にしばらく前から在宅治療者に利用いただける施設が要るのではないかなというように提案をしておいたんですが、市長は医師会もいないということで考えていないということでした。私は家庭内で子どもに感染してるということもありますので、具体的にはささやま荘などを使ってやったらどうかということはずっと言っていますが、担当部署としてどのようにお考えでしょうか。

保健福祉部 : 在宅治療の宿泊のできる療養施設のことについてもずっと検討しております。今、1番正しくといいますか、このコロナを治療するにはまず医療です。最終段階に宿泊があるかと思えます。

丹波篠山市の場合は昨日も可決いただきましたシステムを使って、とにかく重症化判定を早くしまして、重症者の人を出さないということについて取り組み、あわせていろんな機器の補助であるとか、アプリ等によりサポートのシステムを組んでいます。まずは医療をしっかりと構築することによって、在宅であるとか宿泊の療養者を出さないような丹波管内、丹波篠山市にしていこうということで医師会と話し合っております。

また、例えば宿泊施設をつくる場合、そこにも医師とか看護師が必要です。その場合に今でしっかりと対応いただいている医療現場からドクターがその宿泊施設に出向いていかななくてはいけないと言ったときに、丹波篠山市医師会もやはり先生方が少ないというようなことがあります。都会、阪神間の医師会とまた違う面がありまして、そこに医師とか看護師さんを投入するというような余力もないということも言われております。ですから独自で本当に県や国に誇れるような医療システムを今組んでいるところですが、まずは医療でしっかりと重症化を出さないようなシステムをとりまして、そして軽症の方を自宅へ帰して、ま

た入院をしていただいて自宅に帰っていただくというようなシステムを組もうとしておりますので、現在のところそういった療養施設というようなところは考えなくてもいいのかなと思います。

それと今、ささやま医療センターで軽症者と中等度2の方を受入れていただいておりますけれども、岡本病院さんも少し入院の病床数とかも考えていただいております。そういったことでまず、何もケアが出来ずに治療がストップするような形で家には返さないというようなことで頑張っていきたいということをお願いしておりますので、そのことをとともに市も考えていきたいと思っております。

■保健福祉部 長寿福祉課 より補正予算書に基づき説明

<主な質疑応答等>

前田委員 : 老人福祉費の人生いきいき住宅助成事業について、すごく増えたということで、なかなか利用が進まないということを今まで聞いていたんですけど、一気に増えた背景をもう少し教えてください。

保健福祉部 : 住宅助成につきましては、平成29年度、30年度が、実績としまして、それぞれ8件と8件で推移しています。令和元年度につきましては、消費税の増税によるものと分析しているんですが、13件まで増加しました。令和2年度は6件ということで、令和3年度の当初予算計上につきましては例年どおりの推移に戻るかなということで、若干、減額して要求したんですが、今説明させていただいたようにちょっと増加傾向にあります。市の商工部門ともお話しさせてもらっていたんですけどリフォーム助成の方もかなり応募件数が増えているということです。その辺りの経緯としましては市内の工務店さんが市の助成事業をしっかりリサーチされていて、御案内されているという部分が大きく影響しているためかと分析しています。また、ケアマネジャーであるとか福祉職のほうにも継続的に制度周知をしてきているので、市民のニーズと助成事業がマッチしてきたのかなと捉えています。

向井座長 : 住宅改修ですけれども、改修される内容とかは何か傾向ありますか。

保健福祉部 : 基本的に最も多いのが段差解消なんですけど、段差解消に至る経緯としては、旧の住宅になりますので、お風呂のユニットバス化による風呂場の段差解消、あとはトイレの洋式化による段差解消というのが最も多いのかなというふうに思います。

向井座長 : 今、工務店さんからのリサーチでちょっと増えているかなって話され

たんですけれども、大切なことは、その人がいかに在宅で快適に長く生活できるかというところが1番大事かと思うんですけれども、その辺り改修することで、長く安心して在宅生活するため、ケアマネさんはじめ、いろんな関係機関との連携とか取りながら長期的なこととかも考えていただきたいなと思うんですけれど、その辺りどうですか。

保健福祉部 : 住宅改修につきましては、通常のリフォーム、例えばユニットバス化したいというところでお風呂場の改修だけにとどまりません。この制度は、基本的な段差解消について適用されますので、お風呂場を段差解消されたら、お風呂場から居室、そして玄関、玄関の段差をなくされたら外へのアプローチというふうにお家全体を在宅で生活いただけるためのバリアフリー化をしていただいて初めてこの制度の助成対象になります。できるだけ長くお住まいいただけるような環境に整えてもらうため、その際には理学療法士さんなどの専門職も入っていただいた上で、必要な箇所を助言いただいて助成の決定をしています。これに合わせて在宅生活を続ける上で住宅改修までの費用がなかなか難しい場合は、もしかしたら福祉用具の活用によって在宅生活が継続できるかもしれないということで介護保険特別会計に置いているんですが、福祉用具とか住宅改修の適正化事業ということで理学療法士さんが、その方の状態、またお住まいを見ていただいて、トータル的にどういったことがベストなのかということをやケアマネジャーさん、市、そしてリハビリ職さんの3者が協議しながら進めていますので、一定程度適正な事業の実施が出来ているのかなと考えています。

■医療保険課より補正予算書に基づき説明

<主な質疑応答等>

質疑なし

■社会福祉課より補正予算書に基づき説明

<主な質疑応答等>

小島委員 : 児童福祉総務費のひとり親世帯臨時特別給付金について、これだけ返還があるということなんですけれど、事業の使い勝手が悪かったのか、その辺りはどういうふうな状況ですか。

保健福祉部 : ひとり親世帯臨時特別給付金事業の国庫支出金返還金 1163 万 8000 円の

内訳については、事業費返還金が 1140 万円、事務費返還金が 23 万 8000 円になります。事業費は、ひとり親世帯臨時特別給付金の給付金そのものの必要金額として受入れているものになります。こちらに関しては、結論から言うと金額を大きく見込み過ぎたということになります。ひとり親世帯につきましては、市に児童扶養手当の申請をされている児童扶養手当受給資格者の方であれば、あらかじめ人数は把握できますが、対象者は必ずしも児童扶養手当の申請をされてる方だけではなく、そのような方がどれだけいらっしゃるのか分からないのでかなり多めに見込んでいました。結果的に予想していたよりも申請が少なく約 550 万円の返還が必要になりました。また同給付金につきましては 12 月に再支給があり、国から事業費として決まった金額の交付決定がありました。その際にも当初に見込んだ大きな金額がそのまま入ってきましたので、結果的に 1140 万円の返還金が発生しました。

小島委員 : 今後、まだコロナがこのまま続く状況として、国などの施策は何か考えられているものはありますか。

保健福祉部 : 令和 3 年度は国の施策として、子育て世帯生活支援特別給付金という形で、ひとり親の子育て世帯を対象に、お子様 1 人につき 5 万円の給付金を支給する事業が 5 月から始まっています。また、ひとり親以外の生活が厳しい低所得の子育て世帯に対して同じように、お子様 1 人につき 5 万円の給付金を支給するという事業が 7 月から始まっています。そのような形で低所得の子育て世帯に対しての経済的支援を行っています。

小島委員 : その状況は予定通りの申込みがあるという状況ですか。

保健福祉部 : 現在の各給付金の支給状況につきまして、まずひとり親世帯に対しては、前年度の実績を受けて 305 世帯を見込んでおり、現在 264 世帯に支給しています。その他世帯につきましては、当初は 576 世帯を見込んでいましたが、現在、支給しているのは 176 世帯になります。

小島委員 : 見込みよりも結構少ないということは、割とコロナの関係での所得が減って大変な世帯が少ないと見ていいのか、そうでないのか、ちょっとその辺り教えてください。

保健福祉部 : 今回のその他世帯への給付金について、申請不要の支給対象者は令和 3 年 4 月分の児童手当受給者または特別児童扶養手当受給者であって、令和 3 年度の住民税が非課税の方になります。令和 3 年度の住民税は令和 2 年中の新型コロナの影響を大きく受けたときの収入をもとに計算されます。当初は令和 2 年から収入が下がって非課税になる世帯がすごく増えるのではないかと見込んでいましたが、実際にその条件で見ると住民税が非課税になるほど下がった方は多くはいなかったということになると思います。ただし、だからといって全く収入に影響がなかった、家計

への影響がなかったというわけではなく、非課税にはならなかったけども、収入が下がったという世帯も多いのではないかと思います。

保健福祉部：全般的にやはり家計急変と同等の方であるとか、先ほど申し上げた所得の水準がそこまで下がった方が対象になるため、幅を持たせるといいますか、そのときにならないと分からないことを想定した国の設計の中で事業に取り組まなければならないため、最大限の予算を確保して、この事業に取り組んで支給をして精査をするということになりますので、やはり多め多めの予算を確保させていただくということにもなっていますので、返還額は当然出てくるということになります。国庫ですからそういったことも可能であるし、やりやすいということですが、そこに不足がないようにさせていただくという準備という意味でも御理解いただけたらと思います。

前田委員：生活保護費について、生活保護の申請は全国的にはすごく増えているという速報値が出ていますが、丹波篠山市ではそんなに増えていないということをご聞かれています。その支援の仕方や援助の仕方を毎回聞いていますが、社会福祉協議会の貸付けや就労支援によって生活保護に至っていないということであると思います。その辺りの状況を教えてください。また、お金を借りれば返さないといけませんが、これからその返還がかなり深刻なことになるのではないかと不安や心配もあります。生活保護の申請をしたいと来られた方への受付はどのようにされているのか教えてください。

保健福祉部：生活保護の関係ですが、生活困窮関係の相談というのは大変増えており、新型コロナウイルスの影響で昨年度から倍増しているという状況で現在も同様の傾向となっています。現在も緊急事態宣言が出ており、その影響で社会福祉協議会の貸付けや、また新たな自立支援金の申請期限が11月末まで延長になっています。ほとんどのケースはこの新型コロナウイルスの施策を活用していただくことによって、事なきを得ているという状況です。コロナ関係の施策で対応出来ていることから、生活保護の申請に至ることは昨年度から減っている状況で、生活保護の廃止は従来どおりあることから、開始として増える件数が少なくなっている分、全体の件数としては少しずつ減っている状況です。

申請の関係ですが、御相談があった場合、生活全般についてお伺いをしています。ほとんどの場合は生活保護は制度的にもかなり厳しいですので、資産や預貯金などがあられると対象にならないようなケースも多く、それでも保護の申請をしますというケースは少ない状況です。ただ、制度上は「該当しないかもしれないが申請します」という方については、申請を受付けて結果を出させていただくということになっています。生

活保護に該当するまでの世帯は少ないという状況です。

前田委員 : 申請自体は増えているという状況ですか。

保健福祉部 : 生活全般の話をお伺いする中で、申請される方自体が少ない状況で、平年に比べても件数は少ない状況です。いろいろな話をお伺いする中で、活用できる施策をいろいろと提案させていただき、その施策を活用することによって保護は必要ないという判断をされ、申請にまで至らないことが多くなっていると認識しています。

保健福祉部 : 丹波篠山市の福祉事務所長として、生活保護の事務についてですが、申請は増えていません。申請された方はほぼ生活保護になられており、却下をするようなことはほとんどありません。相談の中で、生活保護の基準をお聞きになる方が多く、基準についてしっかりと説明をしています。説明において「あなたは生活保護に該当しません」ということではなく、制度の説明としてしっかりとさせていただいています。「生活保護にならないように頑張るから」という意思をお持ちの方も多く、申請が少ないというのはそういった方が自ら申請をされていないということの表れで、「申請をしても該当しません」という説明によって申請が増えていないということではありません。

上田副座長 : 社会福祉総務費の全国車イスマラソン大会補助金のことで聞きたいんですけども、今回、コロナの関係で県との協議等で、県も中止を決定されたというふうに思っています。その協議等の中で今年は東京 2020 パラリンピックが開催される年でもあり、そして今年は中止するけどもコロナがある程度収まった段階で、来年もこのような予定でいけましょつかとか、そういう協議等の内容があれば教えていただきたいと思えます。

保健福祉部 : 今年度につきましては、コロナ禍の中で断念をしたというところがあります。本来でしたら今年度、特に東京 2020 パラリンピックということもありましたので、従来のハーフマラソンと、ファンランという少し距離を短くして車イスマラソンに親しんでいただくという案、もう一つは、パラ障がいのスポーツでポッチャというものがあるんですが、そういったパラスポーツに親しもうというコーナーをつくって、競技性の部分を求めることと、あとは親しんでいただくという二つの計画を今年度は持っていました。これから県との協議に入るんですが、来年につきましてもハーフマラソンと車イスマラソンに親しめるといったものを計画されるものと思っております。ただ県との協議がこれから始まりますので、その中で少し状態が変わるかもしれませんが、今のところそういった状況です。

上田副座長 : 確認ですけど、県のほうはもう来年度以降は実施しませんということではなく実施したい方向という考え方ということでよろしいですね。

保健福祉部：県も引き続き実施をしたいという意向を持っておられます。

森本議長：子育て世代支援寄附金について、子どもの食を応援したいという寄附金をいただき本当にありがたいことだと思います。ひとり親などの子育て世帯へ担当部署としてはできる限りという思いの中で対応していただいているのは伝わってきましたけど、やはり生活困窮のひとり親や低所得の世帯があるということを聞かせていただいて、この寄附を活かして、早急に今現在、食に困っておられる子どもさんの支援を事業化していただきたいと思いますと思うんですがいかがでしょうか。

保健福祉部：昨年度から子どもの食の応援事業を開始しています。事業内容は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、お子さんが外で自由に遊べなくなったり、また生活困窮によって十分な食事をとれなくなったりする状況がありましたが、それに対して子どもたちがきちんと感染対策のとられた場所で遊べたり、またお弁当等の食事を、安価で提供してくださる民間の団体に対して補助金を出す事業です。今年度の事業内容として、食事が十分とれてない子育て世帯に対して、食事を提供される団体に対しては最大 50 万円の補助金を出しています。それに加えて居場所づくりなどをして遊ぶ機会を提供される団体に対しては最大 70 万円の補助金を出しています。

現状としては、居場所づくりと食の提供をする団体が 2 団体、食事の提供のみをされる団体が 1 団体ありまして、その 3 団体に対して補助金を交付し、事業を進めていただいているところです。

今回の寄附金につきましては、市でそのような事業を実施していることを、寄付者に説明すると、そのような事業に充ててほしいとおっしゃったので、子ども食の応援事業にこの 30 万円の寄附金を充てさせていただくことになりました。

保健福祉部：少し補足をさせていただきます。議長がおっしゃるように、食の面で困っておられる家庭はあります。そういったところに、お弁当を届けたりする団体は、なかなか行政では繋がれない個別の支援を機動力よくされるという非常に大きなメリットがありますので、今申しあげました事業については、市の予算としては 290 万円あるんですけども、必要であればこういった寄附金を活用しながら、積極的に事業展開をしていきたいというふうに考えております。

森本議長：去年度から事業をしていただいているのは承知をさせていただいております。今課長がおっしゃっていただいたように、それで全てをカバー出来ているかというところ、実績を見せていただくところではないと感じているところがございます。本当に厳しいときこそ行政が、次の世代を担う子どもたちを健康に安全に育てていく責務があると思いますので、

補助金も活用して積極的にできる限りのカバーを子どもの食をしっかりと提供する取組をお願いしたいと思います。

向井座長 : 社会福祉施設管理費について、スマイルささやまの改修について、もう少し具体的に何が壊れてどんなふうに改修されるのかを説明いただけたいと思います。

保健福祉部 : スマイルささやまは高圧電力を使用している建物ですが、その建物の電気と関西電力の電気をつなぐためのもので、いわゆる家庭でのヒューズみたいなものを更新します。建築からかなり年数を経過しており、更新工事を行うためには停電をさせないといけないので、今回 10 月の定期点検のタイミングで修繕予定しているものです。

日程第 2 議案第 57 号 令和 3 年度丹波篠山市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

■保健福祉部 長寿福祉課より補正予算書に基づき説明

<主な質疑応答等>

森本議長 : 償還金について、毎年これぐらいの金額が事業精査によって償還をされているのかなという記憶があるんですけども。合計 4400 万円でしたら、なかなか大きな金額でありますし、これは想定範囲であったのか、または令和 2 年度で予定しておいた事業が出来なかったことによる償還なのか。その精査内容を少し御説明をいただきたいと思います。

保健福祉部 : 償還金につきまして、介護給付費に関しましては事業計画に則った算定になりまして、当初予定していた介護給付費の総支出額が 44 億 2500 万円程度でした。実績としましては 43 億 5900 万円ということで予定よりも確かに実績が下がったということも関係しております。地域支援事業につきましては予定どおりの執行を行っておりまして、若干、不用額等が出ております。大体的場合は毎年償還をさせていただいています。介護給付費のほうが想定よりも低くなっている部分に関しましては、コロナの影響等があるのかと分析をしています。居宅介護費、特にデイサービスとかの在宅サービスの利用が若干想定よりも下がってきている部分がありまして、その部分で給付費が想定よりも低くなったというところはあるかと思えます。

前田委員 : 償還金の中で、全国的には介護給付費が年々上がっているというか、増えているっていうふうなことがこの前も新聞報道があったんですけども、丹波篠山の傾向はありますか。

保健福祉部：丹波篠山市の傾向は全国の傾向と同様でして、予算的には下がっているというか、実績として予算よりも下がったということなんですけども、給付費に関しては年々上昇をしている状況です。第8期の事業計画の策定の中でも保険料を上げざるを得ないというような状況になっておりまして、第6期には大体40億を下回る程度の給付費で推移していたのですが、それが第7期の3か年の中で40億を超えているような状況になっております。給付費としましては施設給付費が増えている関係もありまして、年々増加しているのはもう全国と同じ傾向にあります。

向井座長：基金積立金に関して、令和2年度のという説明でしたが、これは第7期のうちに積み立てるべきっていうことだったんですか、それともこれも第8期になっていくということなんですか。

保健福祉部：基金積立金に関しましては、保険料等の余剰になりますので、こちらのほうは先ほど申し上げた部分にもつながってくるんですけども、給付費が想定よりも少なかったということで、保険料の余剰に関して精算した上で追加で積立てをしている部分になりますので、令和2年度の保険料の余剰ということになります。

向井座長：それで今年度は第8期の1年目ということなんですけど、介護保険の基金の考え方としては、1年目は割と多めに積み立てるというような考え方と聞いてるんですけども、その基金は給付費がちょっと少なくなってる分たくさん積み立てられていると考えてもいいということですか。

保健福祉部：今、座長がおっしゃったとおりでして、第6期の時点でほとんど基金は底をついているような状況になりました。第7期で保険料を増額させていただいて、実際想定よりも給付費が伸びなかった部分もありますので、その部分は基金に積み立てることが出来ました。それを見越した上での第8期の計画という形になるんですけども、やはり施設給付費が上昇していくような傾向になっておりますので、第8期の1年目、今年度に関しては基金を幾らか積み立てられる計画になってはいますが、2年目に関しては大体収支が同じぐらいになりまして、3年目で取崩しをさせていただいて繰入れをしないといけないという計画になってはいます。

日程第3

議案第55号 令和3年度丹波篠山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

■保健福祉部 医療保険課より補正予算書に基づき説明

<主な質疑応答等>

小島委員 : 事業勘定の一般管理費について、今田診療所で有井医師が火曜日も勤務されるので人件費が下がってるという見方でいいのでしょうか。

保健福祉部 : 人件費ではなくて、ささやま医療センターとの派遣医師を契約している委託料の減額になります。毎週火曜日、内科の医師が今田診療所に診療に来ていただいていた分の7月から3月までの分を減額しています。

小島委員 : ということは、有井医師は市の職員ということで、結局それは火曜日の診療が増えたとしても給与負担は変わらないということですか。

保健福祉部 : 給料については変わりませんが、医師手当が変わると総務課から聞いております。

上田副座長 : 事業勘定の一般管理費の印刷製本費と委託料の関係ですけれども、先ほど説明で令和4年度から様式変更と聞いたんですけれども、様式変更が数年に1回あるのか。今回どのようなものがどのように変更になったのか、その2点をお教えいただけますか。

保健福祉部 : 今回の変更内容につきましては、納税通知書の印刷等を委託しており、令和3年度までその委託業者では手作業で処理しており、ミスが発生するということがありますので、アスタリスク等入れて自動的に除くという形で間違いが起こらないようシステム改修を行います。当初予算の計上時にはそのような話はありませんでしたが、今回そういうミスの話もあり、またコロナの関係もあって手作業はなるべく除いたほうがいいということで、来年度に向けテスト印刷もしないといけないこと、また納税通知書の様式も少し変わりますのでその辺もあわせて予算計上を行っております。

上田副座長 : そしたら今年はテスト印刷をするということで、今年システム改修したら、今後、数年は使えるのでしょうか。それとも来年度予算としてシステム料が増額になるのでしょうか。それとこれは丹波篠山市単独のシステム事業ということで理解させていただいてよろしいですか。

保健福祉部 : 丹波篠山市で独自の改修になります。

国の制度が変わった時点で、全国どの市町もシステム改修をしないといけないことになります。今のところ大きな制度改正があるということは聞いてはいませんが、限度額の変更や、軽減措置の基準額の変更というのは、毎年国のほうで検討されます。そのことによる制度改正についてはこれからになりますので、まだ今は未確定になっております。

前田委員 : 一般被保険者保険税還付金ですけれども、7年を遡って還付したっていう状況は、そういったものなのでしょうか。

保健福祉部 : 社保から国保に加入をする手続きは14日以内と決まっております。市では、国民年金に加入された方について調査を行いまして、社保に入られ

ているので国民健康保険を喪失しないといけませんという通知をお送りしています。今回の方についても通知をお送りしていましたが手続に来ていただけない状況になっておりました。国保税については収納状況を確認したところきっちり納めていらっしゃいました。本人さんはどちらの保険証も持っておられたことになるとと思いますが、市から保険証を送ったときには社保に入られていないかどうか確認してくださいという通知を一緒にお送りしています。5~6000世帯数がありますのでそれを1件、1件、その都度、確認することは難しいため、年金のそういう移動があった時点では手続きをしてくださいっていうことを何回か通知はしております。この方はそれが7年前っていう形にはなったんですけども喪失の手続をされ、過去5年分について還付したということです。

日程第4

議案第56号 令和3年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

保健福祉部 医療保険課より補正予算書に基づき説明

<主な質疑応答等>

質疑なし

日程第1 議案第54号 令和3年度丹波篠山市一般会計補正予算（第11号）

市民生活部 中央公民館より補正予算書に基づき説明

<主な質疑応答等>

上田副座長：公民館管理費の工事請負費の放送設備について、ノイズがあつて新しくするということですが、参考までに前回、設置されたのはいつ頃ですか、また、この放送設備の内訳はどのようなものか教えていただきたいと思ひます。

市民生活部：まず設置について、正確な前回設置の時点は確認をして御報告させていただきたいと思ひますが、20年程度経っていると技術スタッフから確認しています。

（後刻、四季の森生涯学習センター館内放送改修工事について、前回設置

した時期は、開館当初（1988年／昭和63年）に整備と報告あり）
それから具体的な工事の内容については、多目的ホールそのものの音響設備は現状のままで予定しています。その周辺のホワイエ、通路、それから楽屋等の音響放送設備の改修を図るものです。多目的ホール内の音を外周の施設部分に展開するという運用系の工事となります。

上田副座長：そしたら配線とスピーカー的なものでよろしいですか。

市民生活部：アンプ、配線、スピーカー等の一式となります。

河南委員：社会教育使用料で自動販売機を減らしたということですが、西館建物の外に2台と東館に1台設置されているものことでしょうか。

市民生活部：自動販売機は屋外に2台、それから東館内にも1台設置しておりますが、この自動販売機は西館の館内の多目的ホールから出たところの通路に1台設置していたものです。多目的ホールをはじめ施設の利用者が特に多目的ホールは大きなイベントが残念ながらコロナの影響で開催が少なくなっておりまして、館内に設置している自販機の売上げがなかなか見込めないことから、設置台数としては御辞退をなされて減となるという影響のものです。

河南委員：売れないので自販機を一時的に止めるとということではなく、撤去したということですか。

市民生活部：年度の節目で去年まで設置してあったものを撤去、御辞退されたということです。

■市民生活部人権推進課より補正予算書に基づき説明

質疑なし

■市民生活部市民課より補正予算書に基づき説明

<主な質疑応答等>

上田副座長：戸籍住民基本台帳費のマイナンバー担当職員の関係で予算が出てるんですけど、マイナンバーカードの今の状況は想定していたものより多いのかどうか、その辺が分かりましたら教えていただきたいと思います。

市民生活部：マイナンバーカードの交付状況につきましては、令和3年8月末現在におきまして、申請が1万7835人で、人口にいたしまして43.67%。交付については1万4760人で36.14%の状況になっております。こちらのほうは県内でも低い順位になっておりまして、国のほうでは令和4年度末までにほぼ全国民にマイナンバーカードを交付するという目標を掲げ

ておりますので、市のほうでも取り組んでいるところです。なかなかコロナの影響で企業などへ訪問させていただく予定なども進んでいませんが、今年8月から身近なところで申請していただけるように支所でも受付しております。また日曜日にも受付をさせていただき、日曜日に関しては70名程度来ていただきました。支所においても1日20～30人は来ていただいている状況です。

市民生活部 地域振興より補正予算書に基づき説明

<主な質疑応答等>

森本議長 : コミュニティ活動推進費の福住小学校の防水工事について、この予算は屋上全部ではなく一部という解釈をさせてもらうんですが、全体的にしなくても一部だけで大丈夫ですか。小学校を地域の拠点として活用しようという中で、以前にも改修で防水をされたと思うんですが、今、一部をして改修すれば長らく持つのか、全体的にすべきものなのか担当者としてのお考えを確認をしておきたいと思います。

市民生活部 : 老朽化しておりますのでいつどこでということはあると思います。全体を調べたわけではございません。今回については、校舎三階建ての屋上にもう一つ約50平米ぐらいの高いところがございます。そこから雨漏りが確認出来たため、この分について改修するものでございます。今後ですけれども計画的に防水の場所を確認する必要があると思っております。

■環境みらい部 清掃センターより補正予算書に基づき説明

<主な質疑応答等>

河南委員 : 清掃費負担金について、令和3年丹波市の負担割合が21.53%で0.386%増となったのは処理量が増えたのか、どういう理由で上がったのでしょうか。

環境みらい部 : この分担金につきましては、丹波市山南町のごみ処理量に応じて増減いたします。当初予算では予算編成時に確定しておりました令和元年度のごみ量で確定した20.17%を適用しております。去る8月26日に運営協議会を開きまして令和2年度の分量が21.53%に確定し、令和元年度に比べごみ量が0.36%増えており、丹波市山南町から搬入され

ますごみ量が昨年に比べて若干増えたためです。

上田副座長 : 塵芥処理費の工事請負費について、そもそも I T V 装置はどうものなのでしょうか。

環境みらい部 : I T V 装置は、まずカメラとカメラで撮った画像を中央制御室のモニター画面、またはクレーン操作をする職員の手元にありますモニターで常時場内の各所を確認するためのものです。各箇所には切替えスイッチがございますので、作業従事者が見たいところをボタン一つで確認できます。通常のテレビと違いまして現在の I T V 装置につきましては、施設内の各か所にカメラがございまして、数量として館内 15 か所のカメラを遠隔監視する設備となっております。イメージとしましてはカメラとテレビの間にあるもので、ビデオデッキのより高性能なものというふうに考えていただければと思います。それを管理することによりまして各箇所が必要なところをモニターで見ることが出来き、またそのモニターについても、このモニターがどこの監視を行っているというところの紐づけ等も行え、施設管理の上では重要なものと考えています。

上田副座長 : I T V のことについて、説明では大きな支障をきたすということがあったんですけども、この補正予算を計上してそれから発注しても大丈夫なのでしょうか、早急に予算措置をしなければいけない状況ではないのでしょうか。また、現在の対応している状況を教えていただきたいと思います。

環境みらい部 : I T V 機器の損傷については、一時モニターが完全にブラックアウトして全く見えない状態になりました。現在、応急措置といたしまして、その I T V 設備を介さずに昔ながらのやり方でカメラの線とモニターの線を物理的につなげるという形で対応しております。ただ、モニターが 4 台であり、応急措置で 1 度に確認できるのが 4 台程度という形になりまして、作業上ほかを見たいときはわざわざ外してもう一度付け直しております。I T V 設備が正常でありましたらボタン一つでテレビチャンネルを変えるように常時確認をするということが出来ます。監視装置といたしましては、そのモニター以外にも、火気のセンサー、温感センサー等がございまして、それらを併用し、加えてモニターが使えない分、委託先の業者のほうで、各機器の温度であったり、巡回確認の頻度を増やしていただくなどしまして安定稼働につなげています。緊急性の対応も検討しましたが、そもそも設備の製作にもなかなか時間のかかるようなものがございますので今回補正予算を計上していきたい対応したいと考えています。

森本議長 : 塵芥処理費の委託料について、私も先日から何回か清掃センターへ搬

入させてもらいましたが、お昼前に渋滞、夕方にも渋滞していて、すごいなあと思うほどごみが搬入されているかと思います。その中で委託料が減額されるのはなぜかお願いをしたいと思います。

環境みらい部：補正予算の委託料につきましては、直接ごみ処理の委託に係るものばかりではなく、施設の定期管理に必要な電気保安管理業務、浄化槽の保守点検、施設の管内清掃、焼却施設であったりサイクル施設の定期修繕、定期点検をするために異常箇所を調べてもらう委託があります。入札等におきまして事業費が確定し、その不用額が発生したのでその分を減額しているということになります。施設の通常の維持管理の中で必要な委託料が事業費の確定により不用額が出たので減額するものです。

■環境みらい部 農村環境課 より補正予算書に基づき説明

<主な質疑応答等>

上田副座長：気候変動対策事業費の薪ストーブの補助金について、以前からペレットストーブを推奨されていた中で、このごろ薪ストーブが増えてきたということで、今回の資料の中でも昨年度薪ストーブが9台、ペレットストーブが0台、令和3年度の9月7日現在で薪ストーブが14台、ペレットストーブが0台ということですが、ペレットストーブの今の状況というか、あまり設置される方は少ないという感じなのか、またはペレットストーブも今後の省エネまた木質バイオの関係でPRしていきたいと思われているのか、今の市民の方のニーズ、また、担当課としての考えを教えてください。

環境みらい部：現在、薪ストーブ等補助金としておりますけれども、薪ストーブとペレットストーブどちらも対象になりますという周知はさせていただいてるところであります。薪ストーブに比べてペレットというのはその入手先が限られてきますので、市民の方はペレットストーブにはあまり目を向けられないような状況が見受けられます。丹波篠山市にはたくさんさんの里山とかがありますので、そういったところで自伐して燃料にできる薪ストーブの導入が主流になっているという感じは受けません。特にペレットストーブと薪ストーブの差をつけて周知啓発をしているということはありません。

上田副座長：薪と木質ペレットのどちらでも補助金対象ということですが、当初は市としてもペレットストーブを推奨していました。また、バイオマス丹波篠山さんがペレットをつくっておられますけれども、やはりニー

ズとしては薪ストーブが主流ですが、ペレットもありますよというように特別なことは余りされていなくて、どちらでも結構ですという方向ですね。

環境みらい部：委員がおっしゃるとおり、どちらも差はつけておりませんが、大体の方がこれを置きますというようなことで来られます。それが薪ストーブだったら薪ストーブで受付けさせていただいています。お問合せがあったら薪ストーブもペレットストーブも対象になりますという回答をさせていただいております。

上田副座長：なぜこれ聞いたというと、当初からペレットを市では推奨しておりましたし、またバイオマス丹波篠山さんのほうもペレットを頑張っておられておりますので、消費というか、今後の施策でどうなっていくのかなとちょっと心配なこともありまして、このペレット自体の今後の方向についてお聞きさせていただきました。

向井座長：農林水産業費寄付金について、今回のマックスバリュさんから有料レジ袋の売上げを寄附ということですのでごくいい取組で、企業が先進的にSDGsを意識された取組だと思います。丹波篠山市もマイバックを持つことがかなり浸透してきているんですけども、担当課としてはこういう企業からの普及促進も含めて、今どんなふうに進んでいると捉えられていますか。

環境みらい部：私たちも企業からの寄附金は大変ありがたいと思っています。このレジ袋はあくまでもプラスチックごみの削減という文脈で企業さんが取り組まれています。丹波篠山市としても今年度、気候非常事態宣言の宣言を目指して取組を昨年度から進めていまして、その中でもプラスチックごみの削減、特に使い捨てのプラスチックごみを減らしていく施策の方向性と非常に合っていますので、市としても民間事業者からの応援をありがたく受け取ってその部分を施策として進めていきたいと思っています。

環境みらい部 市民衛生課より補正予算書に基づき説明

<主な質疑応答等>

河南委員：環境衛生費の肖像権使用料の10万円について、看板を900枚ほど作成してるということでしたが、何枚作成しても肖像権使用料は同じなのか、増えることはないのでしょうか。

環境みらい部：令和4年度末までの使用料について10万円ということで吉本と契約がほぼまとまりました、その先についてはまた別途交渉となっております。

ます。今後については、使用枚数が増える、また森田さんのタレントとしての価値が上がるということになれば、多少単価が変わってくることになろうかと思えます。

河南委員 : 今からですと令和4年3月までの間が10万円で、この間は900枚を今現在つくってるわけですが、これを掲示するのに肖像権として10万円要するということですか。

環境みらい部 : はい。900枚とあと吉本との交渉ではおおむね1年間これぐらい作成しますということ等もあらかじめ伝えております。令和3年度は今回補正予算に計上している30枚、令和4年度についても30枚から50枚というようなことを申し伝えておりますので、それを含めた約1000枚の肖像権使用料というふうに捉えていただけたらと思えます。

■議員間討議

議案第54号 令和3年度丹波篠山市一般会計補正予算（第11号）

－ 意見等なし －

－ 部長・市長への質問なし －

議案第55号 令和3年度丹波篠山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

－ 意見等なし －

－ 部長・市長への質問なし －

議案第56号 令和3年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

－ 意見等なし －

－ 部長・市長への質問なし －

議案第57号 令和3年度丹波篠山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

－ 意見等なし －

－ 部長・市長への質問なし －

■意向確認

議案第54号 令和3年度丹波篠山市一般会計補正予算（第11号）

— 全員賛成 —

議案第55号 令和3年度丹波篠山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

— 全員賛成 —

議案第56号 令和3年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

— 全員賛成 —

議案第57号 令和3年度丹波篠山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

— 全員賛成 —

上田副座長 挨拶

向井座長 散会宣告

散会